

在職中に60歳に到達される方へ 特例による退職共済年金の請求について

1年以上の組合員期間があり、かつ組合員期間等(※)が25年以上ある方が、60歳に到達すると特例による退職共済年金を受ける権利が発生します。

この権利は、退職後はもとより公務員として在職中であっても発生することとなり、年金の決定請求を行う必要があります。

なお、この特例による退職共済年金は公務員として在職中の場合には原則として支給停止となりますが、給料や期末手当等の額に応じて一部支給されることがあります。

そこで次のとおり在職中に60歳に到達される組合員の皆さまへ退職共済年金の請求等についてご案内いたします。

(※)組合員期間等：…公務員・厚生年金保険・国民年金・私立学校教職員の期間等を合算した期間です。

I 請求手続き

所定の請求様式に必要な書類を添付していただき、所属所の共済事務担当課(人事課または総務課等)を経由して請求を行ってください。

請求にかかる様式につきましては、各所属所の共済事務担当課に申し出ていただくか、全国市町村職員共済組合連合会(以下「全国連合会」)のホームページ上に様式のダウンロード印刷が可能ですので、そこから印刷してください。



[全国市町村職員共済組合連合会のホームページアドレス]
<http://www.shichousonren.or.jp/>

II 請求時期

退職共済年金の受給権は60歳の誕生日が到来(60歳の誕生日の前日)した時点でその権利が発生することとなります。よって、年金の請求はこの60歳到達日以降に請求願います。

III 決定後の年金証書等の交付

共済組合では、前記により提出のあった請求書等を受理・審査し、全国連合会へ請求書を進達いたします。また、全国連合会では進達のあった請求書に基づき年金の決定を行い、後日、年金証書を共済組合および所属所の共済事務担当課を経由して請求者の方々に交付いたします。

なお、この年金証書は全国連合会から年金を受ける権利があることを証明する重要な書類ですから大切に保管してください。

IV 年金課からのお願い

毎年年度末は定年退職者の年金改定処理等の事務が集中する時期です。事務処理を円滑に行い、速やかに全国連合会への事務手続きが行えるよう、在職中に60歳に到達された場合には決定請求書の提出を行ってください。また、ようご協力をお願いします。

※請求にあたっての必要書類等の手続きに関しましては、共済事務担当者の指示に従って行ってください。ようお願いします。

